



湯梨浜町立東郷小学校 いじめ防止基本方針



改訂版

令和4年9月

— 目 次 —

1 本校のいじめ防止について

- (1) いじめの定義
- (2) いじめに対する基本的な考え方

2 いじめの未然防止

- (1) いじめをしない，させない，許さない学級・学校づくり
 - ①いじめの防止に関する指導
 - ②いじめを許さない・見逃さない教師の姿勢
- (2) 豊かな人間関係づくり
- (3) 安心，安全な学校づくり，児童の居場所づくり

3 いじめの早期発見

- (1) 問題の兆候の把握
 - ①教師の姿勢
 - ②校内体制の確立
 - ③相談・アンケートの活用
 - ④家庭や地域との連携
- (2) 情報の共有
- (3) 速やかな対応

4 いじめへの対応

- (1) 迅速な対応
- (2) いじめ発見時の具体的対応
- (3) 関係機関との連携

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
- (2) 初期対応
- (3) 組織的対応

6 いじめ防止にかかわる年間計画

東郷小学校いじめ防止基本方針

湯梨浜町立東郷小学校

1 本校のいじめ防止について

(1) いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条1項）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは「東郷小学校のどの子どもにも起こりうる」ものであるという危機意識をもち、以下の点を踏まえて、適切に対応していく。

- ・いじめは、人間として絶対に許されないとの強い認識に立つこと
- ・子どもの立場に立った親身な指導を行うこと
- ・いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ・いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題であり、未然防止には家庭が極めて重要な役割を担っていること
- ・町教育委員会と連携して取り組むこと
- ・学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たす必要性があること

2 いじめの未然防止

(1) いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり

①いじめの防止に関する指導

- ・人権教育の視点を明確にした学習や指導の充実を図り「いじめは絶対に許されない。どんな場合でもいじめる側が悪い」また、「いじめをはやし立てたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という認識を徹底する。
- ・インターネット上のいじめも重大な人権侵害であることを理解させ、いじめを未然に防ぐための情報モラルが身につくよう指導の充実を図る。

②いじめを許さない・見逃さない教師の姿勢

- ・いじめられている児童については、「徹底して守り通す」立場を明示し、加害児童に対しては状況に応じて「出席停止」等の措置も視野に入れ毅然とした対応を行う。
- ・いじめについての研修を深め、教職員のいじめに対する感度を高める。

(2) 豊かな人間関係づくり

- ・友達と一緒に活動する楽しさや達成感を味わいながら、互いのよさを認め合う力、自分の考えを進んで表現できる力が育つよう、ペア学習やグループ学習を取り入れた授業の工夫や教材研究の充実を図る。
- ・人権教育、特別支援教育の取り組みを通して、自他ともに尊重し、ちがいを受け止め合える心情の育成に努める。
- ・hyper-QUを活用し、学級力向上をめざした取り組みを推進する。

(3) 安心、安全な学校づくり、児童の居場所づくり

- ・学級のルールを定め、規律ある学級経営が継続的にできるようにする。
- ・各教科、道徳教育、特別活動においては、体験活動を重視した学習を通して、児童同士との心の結びつきを深め、よりよい集団づくりをめざす意欲の涵養や集団への帰属意識の高揚を図る。
- ・養護教諭や教育相談担当者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、担任以外にも気軽に悩みを相談できる体制を整える。

3 いじめの早期発見

(1) 問題の兆候の把握

①教師の姿勢

- ・小さな訴えにもきちんと耳を傾ける誠実な姿勢で児童との信頼関係の構築に努めるとともに、児童や学級のささいな変化を見逃さないよう努める。

②校内体制の確立

- ・職員会や生徒指導委員会など、定期的に情報交換する場を設ける。
- ・複数の教師による気づきが活かされるよう、出入り授業や休憩時間の見守り等で得た情報は、積極的に担任と情報交換する。

③相談・アンケートの活用

- ・教育相談のシステムを児童や保護者に伝え、話しやすい相手にいつでも気軽に相談できる場があることを周知しておく。
- ・アンケートやhyper-QUを実施し、いじめ発見に役立てる。

④家庭や地域との連携

- ・日ごろから教職員と保護者、保護者同士の人間関係づくりを進め、心配事や気になることを気軽に話せる関係を構築する。
- ・放課後児童クラブや地域と情報交換し、校外での児童の様子も知るよう努める。

(2) 情報の共有

- ・いじめの兆候や訴えは、一人の職員で抱え込まず、管理職・生徒指導主任への報告、学年団や職員間での情報共有を速やかに行い、組織的な対応につなげる。

(3) 速やかな対応

- ・関係職員で綿密に情報交換して組織的に速やかに対応する。

4 いじめへの対応

(1) 迅速な対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、すぐにその行為を止める。
- ・いじめの相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、被害にあった児童や報告してきた児童の安全を確保する。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等は、拡散を防ぐため、直ちに削除する。

(2) いじめ発見時の具体的対応

【一次対応（緊急対応）】

1 事実関係の把握

- (1) 「いつ、どこで、誰に、何を（された、言われた、見た）」を、具体的に聞き取り聞き取り記録を時系列に整理する。
- (2) 本人からの訴えがあった場合は、子どもの心情に配慮しながら話を聞く。
 - ① 最も信頼を得ている教職員等が対応するなど組織全体で対応すること。
 - ② いじめを受けた子どもの心情に配慮しながら共感的に聞き取りを行うこと。
- (3) 教師の気づき、保護者や地域住民からの情報などから、いじめがわかったときは、すぐに情報提供者から聞き取りを行い、迅速に事実確認を行う。

2 関係者への報告・連絡・相談

- (1) いじめの事実を確認後、いじめを受けた子どもからの聞き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに学校長及び町教委に報告。
- (2) 「いじめ対策推進委員会」を設置し、事実確認を行うとともに今後の対応、指導を検討。
- (3) 被害、加害児童の保護者に事実関係と今後の対応を正確に伝える。
 - ① 保護者への報告は、複数の教師で家庭訪問するなど、直接話をする。
 - ② 被害児童の保護者に対しては「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ということを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮しながら、問題の解決に向けて理解が得られるように誠実に対応する。
- (4) 事案に応じて警察などの関係機関と連携を図ることで、問題の客観的なとらえ直し、事実の正確な確認等に役立てる。



【二次対応（短期的対応）】

1 支援体制の確立

- (1) 「いじめ対策推進委員会」で、経過の報告及び支援体制の確立について検討。
- (2) 被害児童と最も信頼関係ができている教師（担任に限らない）を中心とした支援体制の確立。
- (3) 被害児童と関わりの深い教師数名でプロジェクトチームを組織し、「誰が、いつ、どこで、どのように支援するのか、何をするのか」等の役割分担を明確にするとともに、情報を共有しながら支援を進める。

※プロジェクトチームのメンバーは、担任、学年主任、いじめ対策主任、生徒指導主任、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラーなど、ケースに応じて構成。

- (4) 被害、加害どちらの児童の保護者にも現在の状況や、今後の対応、指導、支援の方針を伝える。
- (5) 被害児童及び保護者の心の安定を図る場合や学校と保護者が問題解決の途中で行き詰まった場合などは、関係機関を有効に活用する。

2 支援体制確立の流れ

- (1) いじめ対策委員会等において、被害、加害児童の指導・援助の案を立てること。被害児童の支援については最も信頼関係ができていない教師を中心にする。
- (2) 指導・支援の体制及び方針について、全教職員で共通理解をすること。



【三次対応（長期的対応）】

1 児童への継続的支援と集団への対応

- (1) 「いじめ対策推進委員会」を開催し、いじめへの対応、指導について整理、検討しながら、長期的視点での支援や指導の方針を検討。
- (2) 日常的な観察やチェック等を活用したり、定期的なアンケート調査等を実施したりすることで、継続した観察を行い、保護者に対しても定期的な連絡を行う等十分な支援、連携を行うこと。
- (3) いじめを受けた児童の心の傷は本人の捉え方によって違いがある。
また、いじめが解決したとみられる場合でも、陰でいじめが継続していたり、相手を替えて再発したりすることもある。したがって、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力のもと、児童の発達段階に応じたソーシャルスキルトレーニングなどを行うことも有効である。

(3) 関係機関との連携

- ・問題の内容に応じて、町教育委員会はもとより、児童相談所や警察等の関係機関、心理・福祉・医療の専門家などの協力や指示を仰ぐ。
- ・問題の状況によっては「いじめ問題サポートチーム」を設置し、共通の目的の下、それぞれの権限に基づいて支援・措置を行う。

*関係機関等連絡先

区分	関係機関等	所属	連絡先
教育機関	教育委員会	教育総務課	35-5364
警察機関	警察署少年課	倉吉警察署	26-7110
	交番・駐在所	松崎駐在所	32-0206
	スクールサポーター	倉吉警察署	26-7110
福祉関係	児童相談所	倉吉児童相談所	23-1141
	湯梨浜町子育て支援課	湯梨浜町	35-5324
	主任児童委員	東郷地区	
	民生・児童委員	小鹿谷	

* 「いじめ問題サポートチーム」による対応の例

内 容	関係機関等
家庭内に問題の背景があるとき	町教育委員会，児童相談所，福祉事務所，保健所，民生・児童委員(主任児童委員)，警察署，少年サポートセンター，保護司 等
警察による対応が効果的なとき	町教育委員会，警察署，少年サポートセンター，少年警察ボランティア，民生・児童委員（主任児童委員），保護司 等
地域における支援が必要になったとき	町教育委員会，保護司，民生・児童委員（主任児童委員），警察署，少年サポートセンター，少年警察ボランティア，保健所 等
出席停止の措置を講じた又は講じる可能性があるとき	町教育委員会，少年警察ボランティア，警察署，少年サポートセンター，保護司 等

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより（または、いじめが原因と疑われる）、児童の生命・心身または財産の重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ・ いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とする）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

(2) 初期対応

- ・ 暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。一人で制止できそうにないときは速やかに他の職員の応援を求める。
- ・ 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は必ず調査したうえで、いじめの重大事態であるかどうか判断する。

(3) 組織的対応

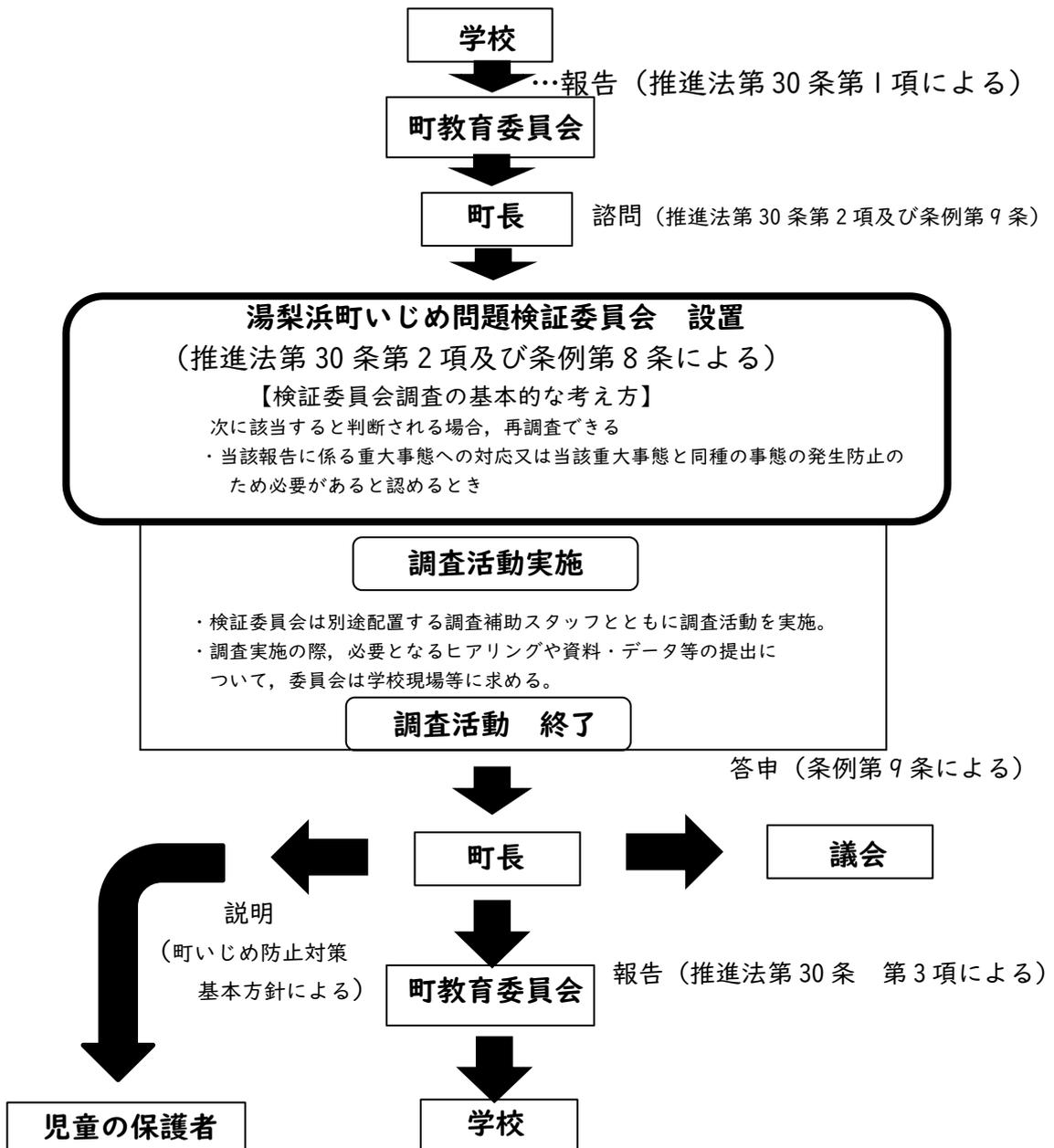
- ・ 重大事態が発生した旨を町教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 警察署，県教育委員会等の関係機関と適切に連携を取り，迅速に検討・協議して対応する。
- ・ 上記調査結果について，いじめを受けた児童やその保護者に対し，事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

★湯梨浜町いじめ問題検証委員会の設置 ※推進法 第30条第2項による

いじめ問題によって児童に重大な事故が起こり、〈レベル4 調査委員会の調査結果に対する再調査の要請があり、町長が検証（再調査）の必要があると判断した場合〉、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の再調査を行う「湯梨浜町いじめ問題検証委員会」（以下「検証委員会」という。）が設置され、事務局が湯梨浜町に置かれる。

当該調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等（弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で当該問題の関係者と直接の人間・利害関係を有しない者）をメンバーに入れて構成される。また、再調査は、調査委員会の行う調査との間に適切な役割分担を図る等配慮が行われる。事務局は湯梨浜町教育委員会の外とし、湯梨浜町に置かれる。

湯梨浜町いじめ問題検証委員会 設置・運営フロー



6 いじめ防止にかかわる年間計画

4月	○学級，学年開き ・学級や学年のルールを確認し，いじめは絶対に許さないことを伝える。 ○児童へのSC紹介	いじめ不登校防止対策委員会（毎月）
5月	○hyper-QU～（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）1回目（全児童との面談）	
6月	○ほっとアンケート（気になる児童との面談） ○いのちの教育参観日	
7月		
8月	○校内研修（hyper-QUの分析と今後の対応）	
9月	○ほっとアンケート（全児童との面談）	
10月	9月下旬～10月上旬	
11月	○hyper-QU 2回目（気になる児童との面談） ○人権教育参観日	
12月	○人権週間（生活目標とリンクして）	
1月	○ほっとアンケート（気になる児童との面談）	
2月		

*その他

- 年間を通じての児童共通理解の会（職員会，終礼等）
- 教育相談週間（5月中下旬・9月下旬～10月上旬）